

防整施第24202号

令和4年12月23日

一部改正 防整施第14970号

令和6年6月26日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

建設工事等の発注に係る総合評価落札方式における賃上げを実施する
企業に対する措置に係る賃上げ実績の確認書類の提出期限等について
(通知)

標記について、防整施第940号（令和4年1月21日）に基づき、賃上げ実績
については、事業年度等が終了した後、速やかに確認することとしているところ、
別添のとおり、書類の作成期間や契約担当官等の確認期間等、実績確認に必要な期
間を考慮した上で、契約担当官等が適切に定めることとするとされたことを踏まえ、
下記のとおり統一的基準を定めたので、遺漏なきよう適切に対応されたく通知する。

記

1. 賃上げ実績の確認書類の提出期限

- (1) 賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内とする。ただし、次に掲げる場
合には、それぞれに定める期限とする。
 - ①法人事業概況説明書を提出する場合であって、法人税法（昭和40年法律3
4号）第75条の2の規定により、法人税申告書等提出期限の延長を行う場合
は同条の規定により延長された法人税申告書等の提出期限
 - ②事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施した時から1年間を賃上げ実施期
間とする場合は事業年度終了後3か月以内
- (2) (1)の規定は、防整施第12422号（令和4年6月27日）に基づき、
天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実施することができなかった事実
を客観的に証する書類等の提出期限について準用する。
- (3) (1)の規定にかかわらず、やむを得ない理由により期限までに提出するこ
とが困難な場合であって、契約担当官等が認める場合に限り、提出期限の延長
を認めることができる。この場合、(1)の期限までに、その旨を理由とともに
申し出させることとする。

2. 賃上げ実績の確認期限

提出された確認書類により、契約担当官等が賃上げ実績を確認する期限につい
ては、原則、第1項の確認書類の提出期限の翌々月末までとする。

3. 賃上げ未実行等に該当する企業の報告

防整施第940号（令和4年1月21日）第5項に基づき、第2項の賃上げ実績の確認後、速やかに整備計画局建設制度官に通知するものとする。

関連文書：防整施第940号（令和4年1月21日）

防整施第2229号（令和4年2月15日）

防整施第12422号（令和4年6月27日）

添付書類：財務省主計局法規課長事務連絡（令和4年12月13日）

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

令和4年12月13日

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認について

標記のことについて、今後は下記の通り取扱うこととしますので、ご了知の上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

1. 実績確認等の期限について

契約担当官等は、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日財計第4803号）「4 賃上げ実績の確認」に基づき、賃上げ実績を当該落札者の事業年度又は暦年が終了した後、速やかに確認することとする。ただし、落札者から賃上げ実績の確認書類の提出を受ける期限及び「5 賃上げ基準に達していない者について」に基づき、賃上げ基準に達していない者等を所属の各省各庁の長へ報告する期限は、税理士等の第三者が作成する「従業員への賃金引上げ計画の表明書」で表明した賃上げ率と同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類の作成期間や契約担当官等の確認期間等、実績確認に必要な期間を考慮した上で、契約担当官等が適切に定めることとする。

なお、落札者が特段の理由なく確認書類の提出を拒むような場合には、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なし、減点措置の対象となり得ることに留意する。

2. その他

制度の適切な運用に資するよう、財務省において各省庁の取扱いを把握する必要があることから、各省各庁会計課長は契約担当官等が上記により定めた各期限をとりまとめて、別紙により令和5年1月31日までに財務省主計局法規課へ報告することとされたい。

『落札者から賃上げ実績の確認書類の提出を受ける期限』等について

(連絡事項)

- (1) 各期限が同じ契約担当官等はまとめて記載してください。
- (2) 通達、マニュアル等を作成する場合は、本様式に代えて当該通達等を提出いただけます。
- (3) 記載例を参考にしてください。
- (4) 「賃上げ基準に達していない者等を所属の各省各庁の長へ報告する期限」について、その期限の報告対象を明確にするため、契約担当官等の実績確認期限等の定め記載を併せてお願いいたします。

(省庁名：)

[illegible]